

大阪市・八尾市・松原市環境施設組合規則第2号

職員の休暇に関する規則の一部を改正する規則

職員の休暇に関する規則（平成27年規則第24号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第16号中「16週間（多胎妊娠の場合にあっては24週間）」を「24週間」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の職員の休暇に関する規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、平成30年12月1日から適用する。
- 2 この規則の適用の日前に使用されたこの規則による改正前の職員の休暇に関する規則第4条第1項第16号の規定による特別休暇は、この規則による改正後の規則第4条第1項第16号の規定による特別休暇として使用されたものとみなす。